

平成29年11月18日  
 柏ビレジ自治会長 竹田 徹  
 自治会 総務部長 三池 孝道



## 柏ビレジ自治会の個人情報管理について

### 1. 個人情報保護法のポイント

- (1) 今年の5月30日に改正個人情報保護法（以下「保護法」とします。）が施行され、柏ビレジ自治会のような小規模の団体でも厳しく個人情報の管理をすることが義務付けられました。
- (2) 保護法に基づいて遵守しなければならない事項の主なものは次のとおりです。
- ・ 個人情報は、利用目的を明確にした上で提供を受ける。
  - ・ 上記の利用目的以外に使用する場合は、改めて本人の同意を得る。
  - ・ 入手した個人情報は、漏洩しないよう適切に管理し、不要になったら速やかに廃棄する。
  - ・ 本人からの開示請求には速やかに応じ、要求があれば訂正や利用停止を行う。
- (3) 保護法には罰則があります。個人に対する罰則ではなく、個人情報を管理する団体に対するものですが、その一例は次のとおりです。
- 個人情報を悪用したり、盗用したり、不正な利益を得る目的で第三者に提供したりした場合は、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金。

### 2. 個人情報の範囲は広い

保護法でいう個人情報とは、住所・氏名・電話番号などであって、その組み合わせにより個人を識別することができるような情報とされています。

また、今回の改正で、次のものも個人情報に含まれることが明確になりました。

DNA、虹彩、声紋、指紋、手の静脈、歩行様態、免許証番号、マイナンバー、…

### 3. 「柏ビレジ自治会個人情報取扱方法（要綱）」の概要

柏ビレジ自治会では、保護法に対応するため、今年の4月16日に「柏ビレジ自治会個人情報取扱方法」という要綱を制定しました。その要点は次のとおりです。

#### (1) 個人情報の取得（第4条）

自治会は、会員から会長に提出された次の書類に基づいて会員の個人情報を取得します。

入会申込書、退会届、住所変更届、名義変更届

なお、必要に応じアンケート等によって個人情報の提供をお願いすることもあります。

#### (2) 取得した個人情報の利用（第5条）

自治会は、会員の個人情報を次の目的に利用します。

自治会員の名簿作成・配布・管理、冠婚葬祭報告、各種相談、苦情処理、

高齢者や要援護者・若い世代への支援活動、自治会内部の委員会活動  
 自治会費の請求・運営・管理、回覧板等による情報伝達、ゴミネット補助申請

#### (3) 個人情報の管理（第6条）

取得した会員の個人情報は、会長又は総務部長が、“個人情報管理台帳”及び“個人情報開示履歴台帳”で適正に管理します。

#### (4) 個人情報の第三者提供（第7条）

- ① 次の場合は、会員の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供します。（第1項）
- ・ 法令に基づく場合、
  - ・ 人命・財産の保護、公衆衛生、児童の健全育成に必要で、本人の同意が困難な場合
  - ・ 国・自治体又はその委託を受けた者が、法令に定める事務を遂行することに協力する必要がある場合
- ② 次の場合は、予め会員の同意を得た上で、個人情報を次の第三者に提供します。（第2項）
- ・ 建築協定委員会、緑地協定代表委員会、子供会、ビレジ内の諸団体（新樹会、はなみずき、アイビーサロンなど）が活動する場合
  - ・ 外部事業者が会員の委任を受けて、建築協定・緑地協定の遵守対応をする場合

以上

(添付資料)

柏ビレジ自治会 個人情報取扱方法（要綱）